

緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準等の一部改正について (改正概要)

1 改正の趣旨

横浜市では、平成16年9月1日より緑の環境をつくり育てる条例第9条に基づき、一定の要件を満たす建築行為に対して「緑化の推進計画」に関する協議を行ってきました。これにより、制度開始以来、横浜市内の緑化の推進に一定の役割を果たしてきました。一方で、緑化協議の対象となる建築行為のうち小規模増築については、緑化への実質的な貢献は小さく、事務負担に対し合理的な運用となっていない状況でした。

こうした課題を踏まえ、小規模増築を手続対象外としている他の建築物緑化制度（緑化地域制度等）と同等の運用になるよう、増築規模に応じた協議対象の見直しを行うため、「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準（以下、「基準」という。）」の一部を改正します。

また、改正する基準と協議対象を合わせるため「公共施設の緑化の推進に関する手続要綱」についても併せて改正します。

その他、基準中の用語「工場等」の定義のうち「倉庫（配送・物流センター）」について、対象の明確化のため、本改正に併せて表現を見直します。

2 改正する要綱等

- ・緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準
- ・公共施設の緑化の推進に関する手続要綱

3 主な改正点

- ・緑化地域制度等の他の緑化に関する制度の適用を受けない区域について、一定規模以上の増築のみを協議対象とする条文を追記（平成16年9月1日（緑化協議に係る条例改正施行日）時点に存する建築物に限る）
- ・用語の定義のうち、「工場等」の「倉庫（配送・物流センター）」について、建築基準法施行規則の主要用途区分の記載に合わせるため「倉庫業を営む倉庫」に変更

4 施行予定日

令和8年3月1日

5 添付資料

- ・緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準（新旧対照表）
- ・公共施設の緑化の推進に関する手続要綱（新旧対照表）